

2020 年 12 月 TOYOTA TS CUBIC Pay 会員規約・規定の改定について

2020 年 12 月 1 日

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

TOYOTA TS CUBIC Pay の会員規約・規定（以下「規約等」といいます）の改定についてご案内いたします。

なお、本ご案内は、TOYOTA TS CUBIC Pay 規約第 24 条(規約の変更)に則り、お客さまとの間のカード取引に係る契約を変更させていただくものです。

1. 対象カード

TOYOTA TS CUBIC Pay

2. 効力発生日、改定後規約等の適用

2020 年 12 月 14 日より改定後の規約等が適用となります。

3. 改定内容

主な改定内容は以下のとおりです。

改定後の規約等（全文）につきましては、<https://www8.ts3card.com/agree/index.html> でご確認ください。

（1）支払額の通知方法等に関する規定の仕方の変更について

TOYOTA TS CUBIC Pay は、会員さまに WEB でお支払い金額等をご確認いただくことを標準としています。

従来、当該確認方法を「明細 WEB 確認サービス利用特約」で規定していましたが、今後は「TOYOTA TS CUBIC Pay 会員規約」で規定することといたします。なお、本変更による会員さまへの影響はございません。

第 12 条（支払額の通知および残高承認）

改定前	改定後（2020 年 12 月 14 日から）
第 12 条（支払額の通知および残高承認）	第 12 条（支払額の確認方法）
1. 当社は、第 10 条に規定する会員の毎月の支払額を請求するときは、予め利用代金明細および利用残高が記載された書面を会員の届出住所宛に送付する等の方法により、支払額を通知するものとします。	1. 会員は、第 10 条に規定する会員の毎月の支払額については、会員が自ら当社所定のホームページへログインのうえ利用代金明細および利用残高（以下、「利用代金明細等」という）を確認するものとします。ただし、法令等によって書面の交付が必要とされる場合、当社は、利用代金明細等が記載された書面を本人会員の届出住所宛に送付する方法により、支払額を通知するものとします。
2. 会員の申出があり当社が認めた場合は、前項の書面を会員の勤務先等、届出住所以外の場所に送付することもあります。ただし、この場合でも支払遅滞時の請求等当社が必要と認める郵便物については会員の届出住所宛に送付されることについて会員は異議ないものとします。	(削除)
3. 会員が第 1 項の通知を受けた後、1 週間以内に異議の申立がない場合は、利用明細の内容、利用残高その他当該通知を受けた内容を承認したものとみなします。	2. 会員は、前項の確認の結果、利用代金明細等の内容に異議があるときは、第 10 条により指定された支払日の 1 週間前までに、当社へ連絡するものとします。
4. 支払額の内容が年会費のみの場合、利用明細等を記載した書面の発送を省略することがあります。	(削除)

第 12 条の 2（明細 WEB 確認の利用）

改定前	改定後（2020 年 12 月 14 日から）
（新設）	第 12 条の 2（明細 WEB 確認の利用）
（新設）	1. 会員は、前条第 1 項本文の方法による利用代金明細等の確認（以下「明細 WEB 確認」という）を利用するにあたっては当社所定の方法により、利用登録を行うものとします。また、会員は、利用代金明細等を所定モバイル端末に記録（保存）するものとします。
（新設）	2. 明細 WEB 確認の利用に関わるホームページ閲覧用ブラウザ及び利用代金明細等データの形式等の明細 WEB 確認の利用環境は、当社ホームページ（URL： https://www8.ts3card.com/privacy ）にて指定するものとします。なお、会員は、当社が事前告知なく明細 WEB 確認の利用環境を変更できることに、異議を唱えないものとします。
（新設）	3. 当社は、会員が届け出た電子メールアドレスへ、利用代金明細等の確定通知を送信します。但し、確定通知が正しく受信されないことがあった場合は、以降、確定通知を送信しない場合があります。
（新設）	4. 利用代金明細等の確定時において次のいずれかに該当する場合、当社は、利用代金明細等を書面で送付をすることがあります。 （1）法令等によって書面の送付が必要とされる場合 （2）その他当社が利用代金明細等の書面での送付が必要と判断した場合

第 12 条の 3（電子メールアドレス）

改定前	改定後（2020 年 12 月 14 日から）
（新設）	第 12 条の 3（電子メールアドレス）
（新設）	1. 明細 WEB 確認に利用する電子メールアドレスには、当社が不適切と認めたメールアドレスは登録できません。
（新設）	2. 明細 WEB 確認に利用する電子メールアドレスは、正確に登録するものとします。
（新設）	3. 会員は電子メールアドレスの変更を行った場合には、遅滞なく当社ホームページのサービスメニューから変更の手続きを行うものとします。
（新設）	4. 電子メールの管理を行うプロバイダーのコンピューターシステムの事故、会員の責に帰すべき事由、会員が電子メールアドレスの変更を行ったにもかかわらず変更後の電子メールアドレスの届出を行わなかった場合は、最終届出の電子メールアドレスにあてて当社が諸通知の内容を送信した時をもって会員に到達したものとみなします。
（新設）	5. 当社は、会員の利用代金明細等が確定された旨の通知が受信できないことにより、会員または第三者に対して損害が発生した場合にも、一切責任を負わないものとします。

第 12 条の 4（明細 WEB 確認の利用の中止等）

改定前	改定後（2020 年 12 月 14 日から）
（新設）	第 12 条の 4（明細 WEB 確認の利用の中止等）
（新設）	1. カード等の退会や、信用状況が著しく悪化した場合等において、通知なく明細 WEB 確認を利用することができなくなることがあります。この場合、当社は利用代金明細等を書面で交付するものとし、会員は、第 12 条の 5 第 2 項の規定に従って当社所定の金額を負担するものとします。
（新設）	2. 当社は、会員に対し、別途その旨を通知することなく、いつでも、明細 WEB 確認を中止もしくは終了し、または内容の変更ができるものとします。

第 12 条の 5（書面での交付）

改定前	改定後（2020 年 12 月 14 日から）
（新設）	第 12 条の 5（書面での交付）
（新設）	1. 会員が、明細 WEB 確認（全明細 WEB 確認特約に規定する「全明細 WEB 確認」を含む）の利用を希望せず、利用代金明細等を記載した書面での送付を希望する場合、当社所定の方法により届け出るものとします。
（新設）	2. 前項の場合、当該会員は、当社に対し、利用代金明細等を記載した書面の発行手数料として、発行回数 1 回につき当社所定の金額を負担するものとします。ただし、法令等によって書面の送付が必要とされる場合は、この限りではありません。
（新設）	3. 会員は、前項の発行手数料を、会員が承諾した会員規約に定める支払の期日および方法に従い、当社に支払うものとします。

第 12 条の 6（支払額の通知および残高承認）

改定前	改定後（2020 年 10 月 26 日から）
（新設）	第 12 条の 6（支払額の通知および残高承認）
（新設）	1. 当社は、会員が当社へ前条第 1 項に規定する届出をした場合、第 10 条に規定する会員の毎月の支払額を請求するときは、予め利用代金明細等が記載された書面を会員の届出住所宛に送付する方法により、支払額を通知するものとします。
（新設）	2. 会員の申出があり当社が認めた場合は、前項の書面を会員の勤務先等、届出住所以外の場所に送付することもあります。ただし、この場合でも支払遅滞時の請求等当社が必要と認める郵便物については会員の届出住所宛に送付されることについて会員は異議ないものとします。
（新設）	3. 会員は、第 1 項の書面の確認の結果、利用代金明細等の内容に異議があるときは、第 10 条により指定された支払日の 1 週間前までに、当社へ連絡するものとします。
（新設）	4. 支払額の内容が年会費のみの場合、利用代金明細等を記載した書面の発送を省略することがあります。

(2) メッセージ・クーポン配信サービスに係る規定の追加について

当社又はトヨタ販売店等が、当該販売店の情報、クーポンその他メッセージを会員さまに配信することができる「メッセージ・クーポン配信サービス」機能が加わったことに伴い、当該サービスの条件や会員さまに遵守いただきたい事項を規定いたしました。

メッセージ・クーポン配信サービス規定

改定前	改定後（2020年12月14日から）
(新設)	第1条 本規定は、トヨタファイナンス株式会社(以下「当社」という)が、トヨタディーエスキュービック Pay 会員(以下「会員」という)に対して提供する、クーポン等配信サービス(以下「本サービス」という)について定めるものです。
(新設)	第2条 会員は、本サービスを通じて、当社またはトヨタ販売店等(以下総称して「両者」という)から、当該販売店等の情報、クーポンその他メッセージを受信することができます。
(新設)	第3条 会員は、受信したクーポンに定める特典を受けることができます。
(新設)	第4条 会員が受信するメッセージ及びクーポンの利用条件は当社またはトヨタ販売店等が各々独自で設定するものとし、トヨタ販売店等のメッセージ及びクーポンの適法性等に関し、当社は一切責任を負わないものとします。
(新設)	第5条 会員は、保有するクーポンを第三者に対して譲渡その他の処分をすることはできず、両者に対し、保有するクーポンの換金を求めることはできません。また、クーポンの利用は、会員本人が行うものとし、当該会員以外の第三者が行うことはできません。当社は、会員が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、当社は当該ユーザーに事前に通知することなく、会員が保有するクーポンの全部又は一部を失効させることができます。 (1) クーポンが法令に違反している場合 (2) 会員に違法行為もしくは不正行為があった場合、又は本規定に違反した場合 (3) その他、会員が保有するクーポンを失効させることが適当と当社が判断した場合
(新設)	第6条 会員が、会員の地位を喪失した場合は、当該会員が保有するクーポンはすべて失効します。両者は、会員の地位喪失に伴う損害について一切責任を負わないものとします。
(新設)	第7条 会員は、当社がトヨタ販売店等に対し、クーポンおよびメッセージの配信停止又は当該加盟店等が配信したクーポンを失効させることができることを、あらかじめ承諾するものとします。
(新設)	第8条 当社は、会員に事前に通知することなく、本サービスを廃止又は停止することができます。会員は、本サービスが廃止された場合、会員が保有するクーポンは失効することについてあらかじめ承諾します。
(新設)	第9条 当社は、当社が、本規定に基づき会員の保有するクーポンを失効させた場合であっても、再配信、損害賠償又はその他名目を問わず、一切責任を負いません。

以上